

20年度以降の蚕糸対策について

平成19年11月30日
農 林 水 産 省

蚕糸対策の見直しについては、わが国蚕糸業をめぐる厳しい状況を踏まえ、蚕糸業を産業として発展させていくため、平成18年5月に設置した「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会(座長:林良博東京大学大学院教授)」において検討を重ね、平成19年3月、今後の蚕糸業振興対策の展開方向についての最終報告がとりまとめられた。

その後、この最終報告を踏まえ、蚕糸業振興のための具体的な方策について検討を行うとともに、関係方面との調整を行い、別紙の方向で、平成20年度以降の蚕糸対策への移行に係る所要の進めを進めることとしているところである。

(別紙)

20年度以降の蚕糸対策について

わが国の養蚕は製糸業とともに、明治以降、わが国の経済を支える基幹産業として発達し、最大の輸出産業として近代日本の発展を支えてきた。現在も、中山間地域の農業、地域経済を支える役割を果たすほか、わが国の伝統文化である和装文化の形成などにも大きく寄与している。

しかしながら、国内の和装需要の減退、安価な生糸や二次製品の輸入の増大等による生糸価格の低迷等によって、養蚕農家や製糸業の経営状況が年々悪化したことから、養蚕農家数、繭生産量ともに5年前と比較してほぼ半減しており、このままでは産業として消滅しかねない危機的な状況にある。

このような危機的状況から脱却し、わが国蚕糸業を産業として発展させていくため、これまでの蚕糸対策を見直し、新たな蚕糸対策について、以下のようにする方向で進めていくこととしているところである。

基本的考え方

蚕糸・絹業双方の発展を図る観点から、生産・流通・販売に関わる事業者の連携の下、消費者から適正に評価される、国産の特長を活かした純国産絹製品づくりを推進する。

対策の実施に当たっては、農林水産省と経済産業省両省が一体となった支援体制を構築するとともに、蚕糸・絹業の提携の進捗状況を含む本対策の実施状況について検証を行い、着実な推進を図る。

対策の内容

1 農林水産省の取組

(1) 蚕糸・絹業の提携に向けた支援

国産繭から一貫して国内で製造された純国産絹製品の製造・販売を推進するため、養蚕農家・産地、製糸業者と絹織物業者、流通業者等との提携による蚕糸・絹業提携グループ(以下「提携システム」)の形成を全国的に展開することとし、提携システムへの3年間での移行を目標として、十分な準備期間を設定し、以下の支援を行う。

準備期間における提携システム形成に向けての集中的な支援

ア 蚕糸業・絹業の情報の収集・提供や情報交換、提携システム形成のための相談

- イ 業界事情に精通した関係者等をコーディネーターとして登録し、提携に向けての相談・関係事業者間の調整を実施
- ウ 提携システムにおいて純国産絹製品の製造・販売を本格的に行うまでの準備段階における、新製品の試作や試験販売等

純国産絹製品づくりのバックアップのための継続的な支援

- ア 稚蚕・養蚕資材の安定供給、養蚕専用機械の保守体制の整備、生産者の顔が見える取組の推進、純国産絹マークの普及推進、製品の改良等の推進
- イ 提携システムが途中で崩壊した場合における他の提携システムへのあっせん・調整等

(2) 純国産絹製品としてのブランド確立と繭代確保

(1)により順次形成された提携システムにおいて純国産絹製品の製造・販売を開始するに当たり、消費者から高く評価される純国産絹製品としてのブランドを確立するため、提携グループの各事業者が行う、繭・生糸の生産から最終製品の販売までの品質向上やブランド化のための取組に要する初度的経費に対し、定額交付金(3年分相当)を交付する。

この支援に当たっては、純国産のきもの等の最終製品の販売収益が適切に養蚕農家・製糸業まで配分されるシステムを確立し、養蚕農家において従来以上の繭代が継続して確保されるようにする。

なお、(1)の準備期間においては、提携システムに参加する以前の農家(繭)は提携システムによる十分な繭代が得られないことから、繭代補てんを継続して実施する。

(3) 対策の実施体制及び規模

養蚕農家をはじめとする関係事業者が安心して提携に取り組むことができ、本対策が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

蚕糸・絹業の提携に関する豊富な知見と能力を有する団体に「蚕糸・絹業提携支援センター(仮称)」を設置し、(1)及び(2)の総合的な対策を実施する体制を確立する。

本対策の円滑な推進のため、提携システムの形成に向けての関係業界の協力、情報交換・共有等の場として、農林水産省、経済産業省、蚕糸・絹業の関係団体、事業者等により構成される「蚕糸・絹業連携システム全国推進協議会(仮称)」を設立する。

対策は基金を造成して実施するものとする。

(4) 輸入系調整金の廃止

提携システムの形成を円滑に推進する観点から19年度末をもって輸入系調整金を廃止することとし、所要の手続を進める。

なお、輸入系調整金の廃止に際しては、生糸の実需者が安定的に輸入生糸を調達できる仕組みとなるよう留意する。

2 経済産業省の取組

(1) 提携システムの推進体制の構築

連携・協力体制づくり

「蚕糸・絹業連携システム全国推進協議会(仮称)」の設立・運営に当たっては、絹業を中心とした関係団体、事業者等に対して広く呼びかけを行い、上記の協議会への参加・協力を促す。

コーディネーターへの絹業関係者の登録

提携システムの推進にとってキーとなるコーディネーターとなるべき人材の発掘を行うとともに、これらの者及び絹業関係者に対してコーディネーターとしての登録を広く呼びかける。

絹業関係者に対する提携システムへの積極的参加の働きかけ

絹業関連事業者に対して、提携システムへの積極的な参加・協力を促すとともに、同システムへの参加を通じた高付加価値の純国産絹製品づくりを促進する。また、純国産絹製品の価値を消費者に効果的に伝えるマークの普及を推進する。

(2) 関連予算による支援

蚕糸・絹業関連事業者をはじめとする中小企業者に対し、「中小企業地域資源活用プログラム」(平成19年度創設)により、地域資源を活用した新商品開発や需要の開拓等の取り組みを支援する。

特に、地域資源活用促進法の認定に関しては、「ハズオン支援事業」を活用した専門家によるアドバイスを行うなど、中小企業者が行う事業計画策定や事業化を支援する。

以上、農林水産省と経済産業省が一体となった支援体制を構築し、対策の着実な推進を図るものとする。